

貸金業法関係法令に係るFAQ

| No. | 質問 | 回答 |
|--------------------------------|---|--|
| 項目1: 貸金業法施行規則第10条の21第1項 | | |
| 1 | 「不動産の建築若しくは購入に必要な資金」(規則第10条の21第1項第1号)について、登記費用やその他の諸費用の貸付けに係る契約は個人過剰貸付契約から除外される契約に該当すると考えてよいですか。 | 諸費用の全てが除外貸付けに該当するわけではありません。例えば、引越し費用や家具の購入費用、入居後に支払う固定資産税は、不動産の建築若しくは購入に必要な資金ではないことから、除外貸付けに該当しないと考えられます。 また、法第13条に基づく返済能力調査は行わなければならないが、法第13条の2第1項に規定された「顧客等の返済能力を超える貸付け」に該当する場合には、過剰貸付けの禁止に抵触することに、留意が必要です。 |
| 2 | 「不動産の改良に必要な資金」(規則第10条の21第1項第1号)には、建物撤去費用に係る契約は個人過剰貸付契約から除外される契約に該当すると考えてよいですか。 | 建物を撤去し、不動産の価値が向上する場合には、個人過剰貸付契約から除外される契約に該当すると考えられます。 |
| 3 | 「自動車の購入に必要な資金」(規則第10条の21第1項第3号)について、自動二輪車(原付は除く。)を購入する契約は個人過剰貸付契約から除外される契約に該当すると考えてよいですか。 | そのとおりと考えられます。 |
| 項目2: 貸金業法施行規則第10条の21第2項 | | |
| 4 | 「不動産の建築若しくは購入に必要な資金」(規則第10条の21第1項第1号)の貸付けで保存義務があるのは、不動産(借地権を含む。)の売買契約書又は建設工事の請負契約その他の締結した契約を証明する書面とあるが、例示にある正式な契約書が必要ですか。 | 必ずしも、正式な契約書は必要ではなく、不動産の建設資金等に必要な資金の貸付けに係るものであることを証する書面(領収書、請求書等)であれば足りると考えられます。 |